

第5章 計画の運用

1 運用方針

本計画に基づき、20年後の道路の姿の実現に向けた施策を推進し、各取組の進捗状況を確認、評価し、社会情勢の変化を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行いながら進めます。

2 目標

第3章で示す将来構想を実現するための道路施策の主な取組について、目標を設定します。

施策※	取組	現状	目標
1-①	通学路における歩行空間の整備	法指定されている通学路の <u>61%</u> で歩行空間が整備されている	法指定されている通学路の <u>70%</u> で歩行空間が整備されている
1-①	事故危険箇所の対策	事故危険箇所のうち対策未完了は <u>22 箇所</u> ある	左記の <u>22 箇所</u> の対策が完了しているとともに、新たに追加された箇所についても対策が進んでいる
1-① 1-②	自転車通行空間の整備	自転車道、自転車通行帯は <u>1.5km</u> で整備されている	新たに <u>20km</u> で整備されている
1-① 1-③ 2-① 4-①	無電柱化の整備	無電柱化は約 <u>20km</u> 整備されている	新たに <u>40km</u> で整備されている
2-②	サイクルツーリズム環境の整備	京都府自転車活用推進計画(仮称)で位置付けられているモデルルート約 <u>500km</u> のうち、 <u>250km</u> で整備されている	<u>全てのモデルルート</u> の整備が完了しているとともに、新たなルートの整備が進んでいる
2-② 3-① 4-①	高速道路網ミッシングリンクの解消	府内の高速道路網ミッシングリンクは <u>新名神高速道路、京奈和自動車道、山陰近畿自動車道</u> に残っている	<u>全ての箇所の整備</u> が完了又は着手されている
2-② 3-① 4-①	高速道路の暫定2車線区間の4車線化	供用中の高速道路のうち暫定2車線区間は <u>111km</u> ある	新たに <u>40km</u> で4車線化の整備が完了又は着手されている
3-① 4-①	重要物流道路の整備	重要物流道路において、国際海上コンテナ車の車両制限令に基づく通行許可が必要な区間は <u>8 区間</u> ある	左記の <u>8 区間</u> で対策が完了し、国際海上コンテナ車が許可の必要なく通行できている

4-①	橋梁の耐震化	緊急輸送道路上の <u>90%</u> の橋梁で、大地震の発生後においても通行できるよう耐震化されている	緊急輸送道路上の <u>全ての</u> 橋梁で、大地震の発生後においても通行できるよう耐震化されている
4-①	法面防災対策及び異常気象時通行規制基準の見直し	緊急輸送道路等における法面崩壊等危険箇所(平成8年度点検)の <u>65%</u> で対策されている。また、異常気象時通行規制が <u>40 区間</u> ある	緊急輸送道路等における法面崩壊等危険箇所(平成8年度点検)の <u>全て</u> で対策が完了しているとともに、今後の点検で追加された箇所についても対策が進んでいる また、 <u>10 区間</u> で異常気象時通行規制が廃止又は基準緩和されている
4-②	インフラメンテナンス	1巡目の法定点検が完了し、Ⅲ判定の橋は163橋、トンネルは34箇所ある	法定点検の結果、Ⅲ判定となった <u>全ての</u> 施設の補修が次回の点検までに完了しているとともに、予防保全の取り組みも進んでいる

※第3章将来構想を実現するための道路施策の項目番号を記載しています。

3 中間評価と計画の見直し

各取組の進捗について概ね5年毎に中間評価を行います。併せて、計画期間中に新たに具体化した取組や完了した取組など、必要に応じて、設定目標の修正や追加等の見直しを行います。

また、10年後の中間評価を目途に、社会経済状況や道路を取り巻く状況及び評価結果を踏まえ、計画の見直しを行います。